

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1（5）	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 研究の推進 （5）研究基盤となる情報の収集・整備・活用の推進		
関連する政策・施策	森林・林業基本計画 森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人森林総合研究所法第11条第1項第2号
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省26-⑱ 行政事業レビューシート事業番号：0296

2. 主要な経年データ												
①主な参考指標情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	基準値等	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度		2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
水文モニタリング箇所数		5	5	5	5		予算額（千円）					
積雪断面観測数		13	14	13	13		決算額（千円）					
十日町試験地 Webアクセス数		19,908	23,390	17,882	23,128		経常費用（千円）					
水質モニタリング入力				2005 ～ 2008			経常利益（千円）					
森林成長データ収集（試験地数）		9	9	9	8		行政サービス実施コスト（千円）					
木材標本採取数		315	298	327	380		従事人員数					

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	森林・林業・木材産業に関する研究等の基盤となる情報の収集・整備・活用を推進する。
中長期計画	研究の基盤となる情報を収集するため、全国に配置された収穫試験地等における森林の成長・動態調査、森林水文モニタリング、積雪観測等の各種モニタリングを実施するとともに、木材の識別等の有用な情報を整備しウェブサイト（ホームページ）等を用いてデータベースとして公開する。
年度計画	研究開発を支える基盤データ及び情報を収集するため、各地の収穫試験地や固定試験地における森林の成長や動態のモニタリング、森林理水試験施設等における水文及び水質や積雪等のモニタリング、木本植物標本の収集を継続する。 また、収集された各種標本やデータ等は適切に分析・保管するとともに、データベースとして整備・公開する。

主な評価軸(評価の視点)、指標等	－		
法人の業務実績等・自己評価			
業務実績	収穫試験地等におけるモニタリング事業等を6件行った。それらの内訳は以下のとおりである。 ①森林水文モニタリング 北海道札幌市定山溪、山形県最上郡真室川町釜淵、群馬県利根郡みなかみ町宝川、岡山県岡山市竜ノ口山、宮崎県宮崎市去川の各森林理水試験地で、降水量と流出量のモニタリングを継続して行った。流量測定維持と流出土砂量測定のため、堰堤内の堆積土砂の除去を行った。森林理水試験地データベースの利用申請者に対して、利用規約に沿ってデータを提供した。 ②多雪地帯積雪観測 月ごとの気象観測データを気象月表として森林総合研究所十日町試験地のホームページに公表するとともに、冬期間は毎朝、降雪深、積雪深、積雪水量、並びに積雪に係る気象要素を観測し、結果をホームページに公表した。積雪期間中は、融雪・雪崩等予測のため約10日ごとに計13回の積雪断面観測を実施し、その結果を整理してホームページに公表した。外部からの要請には、未公表データについても可能なものについては応えた。今冬の十日町試験地の最大積雪深を予測するイベントが十日町市で開催された。 ③森林の成長・動態に関する長期モニタリング 小川試験地、綾試験地、カヌマ沢試験地、市ノ俣試験地の4箇所のコア試験地で、1haないし1.2haの毎木調査と25個のリタートラップの設置と回収、分別・秤量を行った。また20個のピットフォールトラップの設置と回収を行った。財団法人自然環境研究センターの受託事業のため、サンプルの乾燥、分別処理、重量測定、データ入力を行い、データを自然環境研究センターに送付した。 ④降雨溪流水質モニタリング 定山溪（石狩森林管理署）、姫神（盛岡森林管理署）、釜淵（山形森林管理署）、桂（茨城森林管理署）、白川（木曽森林管理署）、鷹取（四万十森林管理署）、鹿北（熊本森林管理署）の7試験地で、林外雨・溪流水の試料を定期的に採取し、水質分析（pH・EC・各種溶存成分）を行った。ほとんどの試験地の降雨と溪流水の水質はこれまでの観測の変動範囲に収まっていたが、一部の試験地で大雨時のpHの上昇とECの低下が認められた。2014年2月に更新したデータベース（FASC-DB）を公表した。 ⑤収穫試験地における森林成長データの収集 北海道地域3試験地（万字カラマツ、西上音更カラマツ、春別カラマツ）、東北地域1試験地（狼の巣スギ）、関東・中部地域1試験地（前橋）、近畿・中国地域1試験地（篠谷山スギ）、四国地域1試験地（下ル川スギ）、九州地域1試験地（万膳1号ヒノキ）の合計8試験地で立木の定期調査を実施した。これらのデータは、収穫試験報告第25号（森林総合研究所研究報告13巻4号）で公表した。 ⑥木材標本の生産と配布およびデータベース化 飛騨森林管理署管内国有林及び福岡森林管理署管内国有林、九州大学福岡演習林において標本採集を行った。採集標本の採取時点の画像とさく葉標本、木材標本の画像情報を日本産木材データベースで公開した。DNA解析用葉標本はDNAバーコード作成に提供した。材鑑、さく葉標本の作成数は2地点合計で380個体であり、外部からの要請に対応して配布した標本数は、材鑑、さく葉等2,993点であった。		
自己評価	評定	B	
	北海道から九州地域における8試験地において、カラマツ、トドマツ、スギ及びヒノキ等の成長及び動態に関するモニタリング調査を実施し、当初の目標どおり、森林の成長データを収集した。また、森林理水試験地施設等において、水文、水質及び積雪等に関するモニタリングを実施して、観測データを収集・解析し、降水量及び流出量を公表するとともに、データベース化を図った。さらに、木材標本の生産及びデータベース化では、合計380点の標本を採取し、データベースで公表した。以上のように、森林の成長・動態調査、水文・積雪・水質観測及び標本のデータベースについて、データ収集と更新並びに公開等を年度計画どおり着実に進めたことを評価して、「B」評定とした。		
主務大臣による評価	評定	B	

	< 評価に至った理由 > ・ 森林の成長・動態、水文、水質、積雪等の基盤データを継続的に収集し、公開して利用者に提供している。 < 国立研究開発法人審議会の意見 > ・ 着実に進められている。 ・ 予定通り情報の収集公開が行われている。
--	---

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1 (6)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 研究の推進 (6) 林木等の遺伝資源の収集、保存及び配布並びに種苗等の生産及び配布		
関連する政策・施策	森林・林業基本計画 森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法第11条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成26年度）農林水産省26-⑱ 行政事業レビューシート番号0296

2. 主要な経年データ												
①主な参考指標情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	基準値等	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
林木遺伝資源探索・収集		1,296	1,293	1,386	1,363		予算額（千円）					
内 訳	育種素材として利用価値の高いもの	1,075	1,070	1,117	1,162		決算額（千円）					
	絶滅に瀕している種等	185	185	247	184		経常利益（千円）					
	その他森林を構成する多様な樹種	36	38	22	17		行政サービス実施コスト（千円）					
きのこ類・森林微生物等の遺伝資源の収集・保存数(累積数)・特性評価株数		収集:102 保存:304 評価:0	収集:100 保存:404 評価:32	収集:100 保存:504 評価:22	収集:103 保存:607 評価:11		従事人員数					
種苗配布本数		10,925	11,718	10,131	11,962							
系統数		564	541	729	774							
配布都道府県数		31	31	33	35							
標本作成・標本配布数		作成:315 配布:2,839	作成:298 配布:2,954	作成:1,104 配布:2,683	作成:482 配布:3,017							

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価		
中長期目標	貴重な遺伝資源の滅失を防ぐとともに、林木の新品種の開発やバイオテクノロジー等先端技術の開発に用いるため、林木及びキノコ類等の遺伝資源の探索・収集、保存、配布、特性評価等を行う。 また、要請に応じて木材・植物の標本を生産し、配布するとともに、森林の有する多面的な機能の持続的な発揮に向けた、森林の適正な整備を推進するための優良種苗の確保として、開発した新品種を都道府県等に配布する。	
中長期計画	ア 林木遺伝資源の収集、保存及び配布 貴重な林木遺伝資源及び育種素材の確保のため、育種素材として利用価値の高いもの、絶滅危惧種・天然記念物等で枯損の危機に瀕しているもの、その他森林を構成する多様な樹種について、概ね 6,000 点を探索・収集する。また、生息域内外における林木遺伝資源の適切かつ効率的な保存に努め、増殖・保存した遺伝資源については、特性評価を行うとともに、配布に活用する。 イ きこの類等の遺伝資源の収集、保存及び配布 きこの類等の遺伝資源について、対象を適切に選択しつつ概ね 500 点を探索・収集し、増殖・保存及びその特性の評価を行うとともに、配布に活用する。 ウ 種苗等の生産及び配布 都道府県等による第 2 世代精英樹採種（穂）園の整備に資するため、精英樹特性情報を提供する。 新品種等の種苗について、都道府県等の要望する期間内に全件数の 90 % 以上を配布することを目標に、計画的な生産と適期配布に努める。 このほか、要請に応じて木材等の標本の生産及び配布を行う。	
年度計画	ア 林木遺伝資源の収集、保存及び配布 貴重な林木遺伝資源及び育種素材の確保のため、スギ等の育種素材として利用価値の高いもの、イラモミ等の絶滅危惧種・天然記念物等で枯損の危機に瀕しているもの、その他森林を構成する多様な樹種について、概ね 1,200 点を探索・収集する。また、生息域内外における林木遺伝資源の適切かつ効率的な保存に努め、増殖・保存した遺伝資源については、その特性の評価を行うとともに、配布に活用する。 イ きこの類等の遺伝資源の収集、保存及び配布 きこの類等微生物の遺伝資源について、概ね 100 点を探索・収集し、増殖・保存及び配布を行う。 ウ 種苗等の生産及び配布 都道府県等による第 2 世代精英樹採種（穂）園の整備に資するため、精英樹特性情報を提供する。 また、新品種等の種苗について、都道府県等の要望する期間内に全件数の 90 % 以上を配布することを目標に、計画的な生産と適期配布に努める。 このほか、要請に応じて木材等の標本の生産及び配布を行う。	
主な評価軸(評価の視点)、指標等	－	
法人の業務実績等・自己評価		
業務実績	ア 林木遺伝資源の収集、保存及び配布 育種素材として利用価値の高いスギ、ヒノキ、トドマツ、カラマツ、アカマツ等 1,162 点、絶滅危惧種・天然記念物等で枯損の危機に瀕しているイラモミ、トガサワラ、サンショウバラ、ヤクタネゴヨウ、ネズコ等 184 点、その他森林を構成する樹種であるハナイカダ、ハンノキ、サンショウ等 17 点、計 1,363 点を探索・収集した。 さし木、つぎ木又は播種により増殖し、養苗してきた成体（苗木）372 点を保存園等に植栽し保存した。また、探索・収集した種子、花粉、DNA604 点を適切に温度管理できる貯蔵施設に集中保存した。 さらに、遺伝資源保存園等に保存している、スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツ、テリハボク等の多様な樹種を対象として、成体 4,773 点、種子 1,354 点、花粉 180 点、計 6,307 点について特性調査を実施し、成長形質、さし木発根率、種子発芽率等の特性を評価した。 林木遺伝資源の配布については、配布希望に対して利用目的を確認した上で、25 件 205 点の配布を実施した。 各地の天然記念物や巨樹・名木等の収集・保存と併せて、所有者等の要請により後継樹を増殖するサービス「林木遺伝子銀行 110 番」を実施した。	

	平成 26 年度の実績は 15 件受諾、9 件の里帰りを行った。		
	イ きのこ類等の遺伝資源の収集、保存及び配布 野生きのこ、食用きのこ、昆虫病原菌、木材腐朽菌、樹木病原菌及び菌根菌の森林微生物遺伝資源（菌株）合計 103 点を収集し、森林総合研究所森林微生物研究領域菌株保存室に保存するとともに利用に供した。このうちウルシ病原菌 3 株については病原性を、同 8 株については遺伝子の一部を読むなどの特性評価試験を行った。なお、平成 25 年度に収集した菌株については、森林総合研究所ホームページ上にある微生物遺伝資源データベースに公開した。また、これまでに収集した菌株については、25 年度に収集した菌株と同様にデータベース上で公開し、配布業務を実施しているが、平成 26 年度の配布希望はなかった。 ウ 種苗等の生産及び配布 第 2 世代精英樹の選抜情報をホームページ等で公表するとともに、都道府県から個別に特性情報を求められた場合、その都度対応を行った。また、都道府県が参加する会議において第 2 世代精英樹が掲載された開発品種パンフレットを配布し、様々な機会で情報提供を行った。 また、種苗の生産及び配布については、計画的な種苗の生産を行い、35 都道府県から 774 系統、11,962 本の苗木や穂木の配布要望があり、配布時期、内容とも全て充足率 100 %と、要望どおりに配布した。そのうち、特定母樹（大臣指定されたもののうち 87 %が第 2 世代精英樹で、林木育種センターが開発）は、11 道県等に 2,142 本配布した。 外部からの要請に対応し、材鑑、さく葉、マツノザイセンチュウ等の標本を 3,017 点（平成 25 年度：2,683 点）配布した。主な配布先は、大学、公立博物館、公立試験場、民間企業等である。		
自己評価	評定	B	
	林木遺伝資源の探索・収集の目標数概ね 1,200 点に対して 1,363 点を収集したこと、これまでに収集した林木遺伝資源を含め増殖・保存の作業を順調に進めたこと、きのこ類等の遺伝資源の収集・保存及び特性評価を着実にを行ったこと、都道府県への第 2 世代精英樹を含む特定母樹の特性資料等の提供とともに、計画的な種苗の生産を行い、道府県等の要望どおりに配布したことなどから「B」と評定した		
主務大臣による評価	評定	B	
	<評定に至った理由> ・林木遺伝資源については、年度計画を上回る点数が収集され、さらにこれまで収集された遺伝資源が要請に応じ配布・活用されている。 ・きのこ類の遺伝資源についても、年度計画の目標点数が収集されるとともに、前年度収集した菌種については、利用に供するためホームページ上にデータを公開している。林木種苗等の生産及び配布は、各都道府県の要望する配布時期や内容を満たして配布されている。 ・以上のように年度計画の所期の目標が達成されている。 <国立研究開発法人審議会の意見> ・今後の課題として、絶滅危惧種等の遺伝資源の収集・保存に一層取り組んでいただきたい。 ・着実に進められている。 ・予定通り遺伝資源の収集公開が行われている。		

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2（1）ア	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 水源林造成事業等の推進 （1）水源林造成事業 ア 事業の重点化の実施		
関連する政策・施策	森林・林業基本計画	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人森林総合研究所法附則第8条
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26-⑫ 行政事業レビューシート事業番号：0173

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目 標期間最終 年度値等）	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度		2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
新規契約 件数（件）	重点化率 100 %	40	110	21	247	162		予算額（千円）	44, 257, 821	55, 781, 504	57, 102, 735	42, 017, 133	
うち、特に 水源涵養機 能の強化を 図る重要性 が高い箇所		40	110	21	247	162		決算額（千円）	40, 454, 509	34, 467, 310	48, 724, 652	39, 034, 515	
達成率			100 %	100 %	100 %	100 %		経常費用（千円）	4, 082, 747	3, 748, 720	3, 524, 935	3, 364, 010	
新規契約 面積（ha）	重点化率 100 %	392	1, 272	254	3, 941	2, 381		経常収益（千円）	4, 526, 784	3, 817, 943	3, 642, 245	3, 525, 594	
うち、特に 水源涵養機 能の強化を 図る重要性 が高い箇所		392	1, 272	254	3, 941	2, 381		行政サービス実施 コスト（千円）	11, 556, 538	8, 026, 043	9, 536, 872	6, 302, 385	
達成率			100 %	100 %	100 %	100 %		従事人員数	347	347	347	347	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	効果的な事業推進の観点から、新規契約については、水源涵養機能の強化を図る重要性の高い流域内の箇所 ^{かん} に限定する。		
中長期計画	効果的な事業推進の観点から、新規契約については、2 以上の都府県にわたる流域等の重要な流域やダム等の上流など特に水源涵養機能 ^{かん} の強化を図る重要性が高い流域内の箇所 ^{かん} に限定する。		
年度計画	効果的な事業推進の観点から、新規契約については、2 以上の都府県にわたる流域等の重要な流域やダム等の上流など特に水源涵養機能 ^{かん} の強化を図る重要性が高い流域内の箇所 ^{かん} に限定する。		
主な評価指標	＜その他の指標＞ 新規契約件数及び面積のうち、特に水源涵養機能^{かん}の強化を図る重要性が高い箇所での実施率（重点化率） ＜評価の視点＞ 特に水源涵養機能の強化を図る重要性が高い箇所において新規契約を締結したものか		
法人の業務実績等・自己評価			
業務実績	＜主要な業務実績＞ 平成 26 年度の新規契約については、全て 2 以上の都府県にわたる流域等の重要な流域やダム等の上流など特に水源涵養機能 ^{かん} の強化を図る必要のある流域内の箇所 ^{かん} に限定して行った（162 件、2, 381 ha）。 このことを確保するため、分収造林契約の要望者に対して、重要流域等に限定していることについて説明を行うとともに、契約予定地について、図面等での確認や自治体への聞き取りを行ったうえで、要件に該当することを現地で確認することにより新規契約を締結した。		
	自己評価	評定	B
	＜評定と根拠＞ 平成 26 年度の新規契約は、全て重要流域等において締結(162 件、2, 381 ha)しており、事業の重点化の実施について、計画の内容を達成したことから「B」評定とした。 ＜課題と対応＞ 引き続き、事業の重点化を図る必要がある。		
主務大臣による評価	評定	B	
	＜評定に至った理由＞ ・年度計画に基づき、全ての新規契約箇所が、特に水源涵養機能の強化を図る重要性が高い流域内に限定し契約が締結されたことは評価できる。 ＜今後の課題＞ ・新規契約箇所については、引き続き、水源涵養機能の強化を図る観点から、事業の重点化を考慮して実施箇所を選定する必要がある。		

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2 (1) イ	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 水源林造成事業等の推進 (1) 水源林造成事業 イ 事業の実施手法の高度化のための措置		
関連する政策・施策	森林・林業基本計画	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法附則第8条
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26-⑫ 行政事業レビューシート事業番号：0173

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目 標期間最終 年度値等）	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度		2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
新規契約 件数（件）	施 業 方 法 の 限 定 化 率 100 %	40	110	21	247	162		予算額（千円）	44,257,821	55,781,504	57,102,735	42,017,133	
うち、長伐 期等の施業 に限定		40	110	21	247	162		決算額（千円）	40,454,509	34,467,310	48,724,652	39,034,515	
達成率			100 %	100 %	100 %	100 %		経常費用（千円）	4,082,747	3,748,720	3,524,935	3,364,010	
新規契約 面積（ha）	施 業 方 法 の 限 定 化 率 100 %	392	1,272	254	3,941	2,381		経常収益（千円）	4,526,784	3,817,943	3,642,245	3,525,594	
うち、長伐 期等の施業 に限定		392	1,272	254	3,941	2,381		行政サービス実施 コスト（千円）	11,556,538	8,026,043	9,536,872	6,302,385	
達成率			100 %	100 %	100 %	100 %		従事人員数	347	347	347	347	
長伐期等の 施業への契 約変更件数 （件）		750	710	610	581	493							

森林整備推進協定数 (件)		30	41	50	54	62								
------------------	--	----	----	----	----	----	--	--	--	--	--	--	--	--

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	(ア) 新規契約については、水源涵養機能等の森林の有する公益的機能をより持続的かつ高度に発揮させるとともに、コスト縮減を図るため、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ、主伐時の伐採面積を縮小、分散化する契約に限定する。 また、既契約分については、長伐期等に施業方法を見直す等により、事業実施手法の高度化を図る。 (イ) 事業の効率性及び事業実施過程の透明性の確保を図るため、事業評価システムによる期中の評価の結果（事業の継続、変更又は中止）については、確実かつ早期に事業実施に反映させる。 (ウ) 地球温暖化防止や循環型社会の形成等に資する観点から、搬出間伐を推進するとともに、間伐材を含む木材の有効利用を推進する。 (エ) 研究開発との連携を図りつつ森林整備に係る技術の高度化等の取組を推進する。
中長期計画	a 公益的機能の高度発揮 水源涵養機能等の森林の有する公益的機能を持続的かつ高度に発揮させる観点から、新規契約については、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業方法に限定した契約とする。 また、既契約分については、現況等を踏まえつつ、長伐期施業、複数の樹冠層へ誘導する複層林施業等に施業方法を見直す。 b 期中評価の反映 期中評価結果を確実かつ早期に事業実施に反映させるため、評価を踏まえ作成したチェックシートを活用し事業を実施する。 c 搬出間伐と木材利用の推進 ① 二酸化炭素の固定・貯蔵の促進等地球温暖化防止や循環型社会の形成等に資する観点から、搬出間伐を推進する。 また、保安林の指定施業要件や契約相手方の同意など、列状間伐の実施に係る条件整備を推進し、条件が整った箇所については、原則として、列状間伐を実施する。 ② 現場の地形や土質等の条件を踏まえて、急傾斜地における丸太組工法の法留め工を含め、工法等を柔軟に選択しつつ、丈夫で簡易な路網の適切な整備を推進する。 なお、その施工に当たっては間伐材の活用に努める。 d 森林整備技術の高度化 ① 森林施業のコスト削減、列状間伐、複層林施業及び丈夫で簡易な路網整備等の技術について、職員及び造林者等を対象とした整備局毎の検討会を通じて高度化を推進する。 ② 事業に対する研究者等の指導・助言や事業地のフィールド活用などにより、研究開発と連携した取組を推進する。 ③ 森林農地整備センターの有する技術や施業を通じて地域の森林整備に貢献するため、水源林造成事業の契約地の周辺森林と一体的な路網整備や間伐等の推進に努める。
年度計画	a 公益的機能の高度発揮 水源涵養機能等の森林の有する公益的機能を持続的かつ高度に発揮させる観点から、新規契約については、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業方法に限定した契約とする。 また、既契約分については、現況等を踏まえつつ、長伐期施業、複数の樹冠層へ誘導する複層林施業等に施業方法を見直す。 b 期中評価の反映 期中評価結果を確実かつ早期に事業実施に反映させるため、評価を踏まえ作成したチェックシートを活用し事業を実施する。 c 搬出間伐と木材利用の推進 ① 二酸化炭素の固定・貯蔵の促進等地球温暖化防止や循環型社会の形成等に資する観点から、搬出間伐を推進する。 また、保安林の指定施業要件や契約相手方の同意など、列状間伐の実施に係る条件整備を推進し、条件が整った箇所については、原則として、列状間伐を実施する。 ② 現場の地形や土質等の条件を踏まえて、急傾斜地における丸太組工法の法留め工を含め、工法等を柔軟に選択しつつ、丈夫で簡易な路網の適切な整備を推進する。 なお、その施工に当たっては間伐材の活用に努める。

	d 森林整備技術の高度化 ① 森林施業のコスト削減、列状間伐、複層林施業及び丈夫で簡易な路網整備等の技術について、職員及び造林者等を対象とした整備局毎の各検討会を年1回以上開催する。 ② 事業に対する研究者等の指導・助言や事業地のフィールド活用などにより、研究開発と連携した取組を推進する。 ③ 森林農地整備センターの有する技術や施業を通じて地域の森林整備に貢献するため、水源林造成事業の契約地の周辺森林と一体的な路網整備や間伐等の推進に努める。
主な評価指標	<その他の指標> a 公益的機能の高度発揮：新規契約件数及び面積のうち、長伐期等の施業に限定した割合（施業方法の限定化率）、長伐期施業等への契約変更件数及び面積 b 期中評価の反映：新植・保育等施業件数のうち、期中評価結果を踏まえたチェックシートを活用した割合（チェックシート活用率） c 搬出間伐と木材利用の推進：搬出間伐・列状間伐実施面積、丸太組路線数・ふとんかご工路線数、丸太組工法での間伐材等使用量 d 森林整備技術の高度化：技術検討会の開催回数、研究開発部門と連携した取組を行った整備局数、森林整備推進協定数 <評価の視点> a 新規契約については、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ、主伐時の伐採面積を縮小、分散化する契約とするものか、既契約地については、長伐期施業等への契約変更を推進するものか b 期中評価結果を確実に反映させるものか c 搬出間伐及び路網整備について、木材利用を推進するものか d 森林整備の高度化が着実に進展しているか ※ 契約変更件数については、契約相手方の意向により、また、搬出間伐等については、林分状況や地形・地質状況などの個別条件によって適用の可否が判断されることから、「2. 主要な経年データ ①主要なアウトプット（アウトカム）情報」においては、実績値のみを掲上。
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<主要な業務実績> a 公益的機能の高度発揮 (1) 平成26年度の新規契約は、162件、2,381haの全てについて、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業方法に限定した契約を締結した。 (2) 既契約分については、本来契約内容に基づいて主伐等の事業を履行していくものであるが、より公益的機能の高度発揮を図る観点から、契約相手方の理解を得つつ、契約地の現況等を踏まえた長伐期化、複層林化を推進した。具体的には契約期間の延長等の契約変更手続について契約相手方に丁寧に説明し、同意が得られた箇所から変更契約を締結した。 その結果、平成26年度に493件、20,299haについて契約の変更を行った。 b 期中評価の反映 水源林造成事業の実施に当たっては、期中評価の指摘事項等を確実に早期に事業に反映させるため、これまでの期中の評価の指摘事項を反映させたチェックシートに基づき、造林者が提出した全ての新植・保育等の施業の実施計画書について、その内容が指摘事項に対応しているかを審査することにより、期中の評価結果を事業に反映させた（5,216件、チェックシート活用率100%）。 下刈については、全国約2千件の事業対象箇所について個々に審査した結果、対象面積約2万haから、造林木の成長や下刈対象物の状況により下刈の必要性がない箇所等の約6千haを除いた約1万3千haについて事業を実施することとし、コスト縮減に活用した。 c 搬出間伐と木材利用の推進 (1) 搬出間伐の実施にあたっては、一定の搬出量を確保することを定めた内部規程に基づき、4,480haを実施した。 また、このうち、保安林の指定施業要件の間伐率の変更や契約相手方の同意等の条件が整った箇所794haについては列状間伐を実施した。 (2) 路網の整備に当たっては、丈夫で簡易な路網を推進するため、現場の地形や土質等の条件を踏まえて、急傾斜地における丸太組工法（205路線）のほか、局所的な急傾斜地や谷渡りの箇所などにおいては、ふとんかご工を施工（43路線）するなどにより、丈夫で簡易な路網の整備に努めた。 なお、丸太組工法の施工に当たっては間伐材の活用にも努め、その結果、約1万6千m³の間伐材を活用した。 d 森林整備技術の高度化 (1) 検討会の開催 森林整備技術の高度化を推進するため、①森林施業のコスト削減、②列状間伐、③複層林施業、④丈夫で簡易な路網整備等の技術についての検討会を整備局毎にそれぞれ1回開催した。これにあたっては、造林者をはじめ、国有林、県、市町村の職員など地域の林業関係者の参加を得て実施

	した。 ① 森林施業のコスト削減についての検討会（延べ参加者 354 名） 育林コストの削減に資するコンテナ苗やエリートツリーの導入に向けた検討について、森林総研本所、森林管理局や県の林業試験研究機関から講師を招き助言を得つつ検討を行った。 ② 列状間伐についての検討会（延べ参加者 313 名） 列状間伐実施による林況変化や、他機関の実施した列状間伐等について、森林管理局や地元森林組合から講師を招き助言を得つつ検討を行った。 ③ 複層林施業についての検討会（延べ参加者 291 名） 複層林誘導伐を実施した箇所において、伐区設定や実施手順などの考え方についての検討を行った。 ④ 丈夫で簡易な路網整備等の技術についての検討会（延べ参加者 362 名） 丈夫で簡易な路網の構築に向けた路線選定や丸太組工法（法留工）の施工方法などについて、検討を行った。 さらに、路網整備技術の着実な普及を図るため、現場において造林者等に技術指導できる職員の養成を目的とした検討会を森林農地整備センター本部主催で開催し、技術レベルの一層の向上に努めた。 （2） 研究開発との連携 東北北海道整備局、関東整備局、中部整備局及び近畿北陸整備局においては、スギコンテナ苗を植栽した契約箇所について、森林総研本所、各地域育種場等の研究者から指導、助言を得ながら、活着、生長量や工程等の調査を合同で行った。 また、各整備局が開催した検討会では、森林総研、各育種場から講師を招き、業務に活用できる研究成果の講義や意見交換を行い、知見の共有に努めた。 さらに、森林農地整備センター本部においては、研究及び林木育種に係る成果の活用や研究開発等を効果的に進めるための連携を推進することを目的として、森林総合研究所内の研究、林木育種運営に関する情報交換会を 5 回開催し、「針葉樹単層林から複層林や針広混交林への誘導についての取組」や「低コスト再造林研究の現状」などについて、今後の水源林造成事業に活用できる知見を共有した。 （3） 周辺森林との一体的な路網整備や間伐等の推進 平成 26 年度は、1 整備局、7 水源林整備事務所において、地方公共団体、国有林、森林組合等と連携して、8 件の森林整備推進協定を締結した（累計：62 件、約 157 千ha（うち森林農地整備センター造林地約 24 千ha））。 また、今後の協定締結に向けて検討会を実施するとともに、既協定箇所については、協定に基づき、地域と連携した森林整備（作業道、搬出間伐等）を推進するとともに、国有林と連携した安定供給システム販売の実施（約 1 千㎡）についても取り組んだ。		
自己評価	評定	B	<評定と根拠> a 公益的機能の高度発揮 平成 26 年度の全ての新規契約は、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業方法に限定した契約の締結を行った。 既契約分について、長伐期、複層林化を推進するとともに、施業方法の見直しに取り組み、順次、契約相手方の理解を得られた箇所について契約変更手続きを進め、変更契約を締結した。 b 期中評価の反映 期中評価の指摘事項等を反映させたチェックシートを全ての新植・保育等の施業に活用することにより、適切な事業の実施及び事業実施コストの縮減に努めた。 c 搬出間伐と木材利用の推進 間伐については、内部規程に基づき搬出間伐を実施し、条件が整った箇所については、列状間伐を実施した。 路網の整備については、現場の状況に応じ丸太組工法やふとんかご工などの工法を柔軟に選択かつ適切に整備し、その施工に当たっては積極的に間伐材を活用した。 d 森林整備技術の高度化 各整備局において、計画に基づき、森林施業のコスト削減、列状間伐、複層林施業及び丈夫で簡易な路網整備等の技術について、職員及び造林者等を対象とした検討会を開催しており、それらの技術等を習得し、造林技術の高度化に向けた取組を図ることができた。 また、分収造林地をフィールドとして活用し、スギコンテナ苗の活着、生長量や工程の調査などを実施し、研究開発部門と連携した取組を推進した。 さらに、森林農地整備センター造林地周辺の国有林や民有林と森林整備推進協定等を締結し、相互連携により一体的かつ効率的な路網整備や間伐などを推進した。 以上のとおり、事業の実施手法の高度化のための計画の内容を達成したことから「B」評定とした。 <課題と対応>

	森林の有する公益的機能を高度に発揮させるため、引き続き事業の実施手法の高度化を図る必要がある。 なお、これにあたっては、研究開発業務と水源林造成事業との連携を一層推進し、森林整備技術の高度化に係る相乗効果を確保しつつ行う必要がある。		
主務大臣による評価	評定	B	
	<評定に至った理由> 水源林造成事業における事業の実施手法の高度化を図るため、 ・新規契約については、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期施業等に限定した契約とし、また、既契約については、長伐期化、複層林化の推進により、公益的機能の高度発揮に努めていることは評価できる。 ・期中評価の指摘事項等について現場職員、造林者へ周知を図り、期中評価結果を事業へ適切に反映させるとともに、下刈りの事業コスト等の縮減に取り組んでいることは評価できる。 ・搬出間伐等の実施及び路網整備での積極的な間伐材を活用した工法の採用などに取り組んでいることは評価できる。 ・技術向上のための検討会の開催、スギコンテナ苗の導入に係る研究開発部門との連携した取組の推進及び事業地周辺の国有林、民有林との森林整備推進協定等の締結を推進していることは評価できる。 <今後の課題> ・事業の実施手法の高度化を図るため、研究開発業務と水源林造成事業との連携による相乗効果の確保に向けて取り組む必要がある。		

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2 (1) ウ	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 水源林造成事業等の推進 (1) 水源林造成事業 ウ 事業内容等の広報推進		
関連する政策・施策	森林・林業基本計画	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法附則第8条
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26-⑫ 行政事業レビューシート事業番号：0173

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目 標期間最終 年度地等）	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度		2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
研究発表数 （件） （計画値）	毎 年 2 以 上	2	2	2	2	2		予算額（千円）	44, 257, 821	55, 781, 504	57, 102, 735	42, 017, 133	
研究発表数 （件） （実績値）		5	10	6	5	5		決算額（千円）	40, 454, 509	34, 467, 310	48, 724, 652	39, 034, 515	
達成率			500%	300%	250%	250%		経常費用（千円）	4, 082, 747	3, 748, 720	3, 524, 935	3, 364, 010	
								経常収益（千円）	4, 526, 784	3, 817, 943	3, 642, 245	3, 525, 594	
								行政サービス実施 コスト（千円）	11, 556, 538	8, 026, 043	9, 536, 872	6, 302, 385	
								従事人員数	347	347	347	347	

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	
中長期計画	森林整備技術の普及・啓発に向け、各種の研究発表会等における対外発表活動を奨励し推進する。 また、水源林造成事業に対する国民各層の理解の醸成のため、対外発表内容や事業効果、効果事例、地域に貢献する活動等をウェブサイト、広報誌等により広報するとともに、分収造林契約実績の公表等事業実施の透明性を高めるため情報公開を推進する。 さらに、事業効果の情報提供を推進する観点から、引き続きモデル水源林におけるデータの蓄積を実施する。
年度計画	森林整備技術の普及・啓発に向け、各種の研究発表会等において2件以上発表する。

また、水源林造成事業に対する国民各層の理解の醸成のため、対外発表内容や事業効果、効果事例、地域に貢献する活動等をウェブサイト(ホームページ)、広報誌等により広報するとともに、平成25年度分収造林契約実績のウェブサイトへの掲載等事業実施の透明性を高めるため情報公開を推進する。
さらに、事業効果の情報提供を推進する観点から、モデル水源林におけるこれまでの調査結果の中間とりまとめを行い、ウェブサイト(ホームページ)に公表するとともに、引き続きデータの蓄積を実施する。

主な評価指標

<その他の指標>
研究発表数

<評価の視点>
森林整備技術の普及・啓発に資する取組を推進したか

法人の業務実績等・自己評価

業務実績

<主要な業務実績>

平成26年度の研究発表は、民国含めた地域の林業関係者が幅広く参加する技術研究発表会等において、水源林整備事務所等で取り組んだ研究等の成果について5件発表し、積極的に森林整備技術に係る普及活動を行った。

【平成26年度 研究発表内容】

No.	時 期	場 所	主 催	発表者	発表内容
1	26年10月	熊本市	九州森林管理局他	大分水源林整備事務所職員	鉄鋼スラグを用いた路面処理の事例について
2	26年11月	大阪市	近畿中国森林管理局	山口水源林整備事務所職員	「マサ土」地域における作業道法面の早期安定について
3	27年1月	高知市	四国森林管理局	松山水源林整備事務所職員	作業道開設に伴う真砂土地帯における丸太組工と法面保護
4	27年2月	秋田市	東北森林管理局	東北北海道整備局職員	クマ剥ぎ被害防除への取組一対策とコスト縮減に向けてー
5	27年2月	前橋市	関東森林管理局	関東整備局職員	クマによる樹皮剥ぎ防除対策の進め方

研究発表した内容については、季刊森林総研、ウェブサイト等に掲載して公開し、普及・啓発に努めた。

また、職員の作業道整備の技術の高度化を始め、地域の林業関係者への作業道整備技術の普及・向上を目的として、丈夫で簡易な作業道整備の考え方や計画及び施工について解説した森林農地整備センター作成の技術普及用DVD(平成24年度作成)を造林者や施工業者などのほかに、各種シンポジウム等において関係者へ配布(平成24年度40枚、平成25年度64枚、平成26年度20枚)し、路網整備技術の普及・啓発に努めた。

平成26年度の主な広報活動等は、次のとおりである。

【平成26年度 主な広報活動等】

No.	時 期	広報の方法等	広報内容
1	26年9月	季刊 森林総研 第26号	東日本大震災による津波により被害を受けたカキ養殖復興のため、地域の関係者と連携し、水源林造成事業地から筏用丸太を供給する取組を紹介した。
2	26年10月	森林総合研究所公開講演会(東京都)	「水源の森林づくりによる公益的機能の発揮」と題し、事業のしくみや水源林の公益的機能などを紹介するポスターを掲示し、事業内容を広報した。
3	26年11月	シンポジウム「災害に強い森林づくりをめざして」(京都市)	「災害に強い森林づくりをめざして」と題し、水源林造成事業が水源涵養機能の向上だけでなく、山地災害の防止や軽減にも役立っていることを紹介した。
4	26年11月	第12回環境研究シンポジウム(東京都)	「水源の森林づくりによる公益的機能の発揮」と題し、事業のしくみや水源林の公益的機能などを紹介するポスターを掲示し、事業内容を広報した。
5	26年12月	林政ニュース 第498号	京都市において開催したシンポジウムの基調講演及び各報告の概要を掲載し、山地保全の重要性を紹介した。
6	26年12月	季刊 森林総研 第27号	雪害抵抗性スギ品種「出羽の雪」の植栽による雪起こし等の負担軽減に向けた取組を、造林地における調査事例により紹介した。
7	26年12月	森林と林業 2014年12月号	京都市において開催したシンポジウムの基調講演及び各報告の概要を掲載し、山地保全の重要性を紹介した。
8	27年1月	森林技術 2015年1月号	京都市において開催したシンポジウムの基調講演及び各報告の概要を掲載し、山地保全の重要性を紹介した。
9	27年3月	季刊 森林総研 第28号	森林の持つ公益的機能を持続的かつ高度に発揮させるため、林齢の異なる複層状態の森林へ誘導する複層林誘導伐の取組について紹介した。
10	通 年	パンフレットの配布 ホームページによる広報	水源林造成事業に係るパンフレットを市町村・林業関係団体等に配布するとともに、ホームページに掲載し、事業の普及・啓発に努めた。

	また、平成２６年３月に作成した水源林造成事業を紹介するパンフレットを利用し、各種シンポジウム来場者や事業関係者に対し、最近の取組や事業の効果等を説明した。 さらに、水源林造成事業の事業実績、効果、近年の取組をとりまとめ、ウェブサイトに掲載し紹介するとともに、これらを林業専門誌関係者へ説明するなどし、水源林造成事業の事業内容等の普及・啓発に努めた。 加えて、事業実施の透明性を高めるため、平成２５年度の分収造林契約実績をウェブサイトに掲載し公開するとともに、整備局別の分収造林契約面積を掲載した。 モデル水源林におけるデータの蓄積については、国民に対する事業効果の情報提供を推進する観点から、平成１６年度に設定したモデル水源林におけるこれまでの調査結果について、森林総研本所及び大学の研究者から指導・助言を得つつ中間とりまとめを行い、ウェブサイト（ホームページ）に公表するとともに、引き続き水文データの収集、蓄積を行った。		
自己評価	評定	B	＜評定と根拠＞ 平成２６年度においては、造林事業の普及・啓発を図るため、水源林整備事務所における研究等の成果について、森林管理局等が主催する技術研究発表会において全体で５件発表し、その普及・啓発に努めた。 また、事業効果及び効果事例等については、ウェブサイト、広報誌等により積極的な広報活動に努めるとともに、パンフレットを利用して説明に努めた。特に、事業実施の透明性を高めるため、平成２５年度の分収造林契約実績を各整備局ごとに整理してウェブサイト公開した。 さらに、国民に対する事業効果の情報提供を推進する観点から、モデル水源林におけるこれまでの調査結果の中間とりまとめを行い、ウェブサイト（ホームページ）に公表するとともに、引き続き水文データの収集、蓄積を行った。 以上のとおり、事業内容等の広報推進について、計画の内容を達成したことから「B」評定とした。 ＜課題と対応＞ 引き続き、事業内容等についての広報を推進する必要がある。
主務大臣による評価	評定	B	＜評定に至った理由＞ ・地域の林業関係者が参加する各地域の技術研究発表会での発表及び森林整備センターにおけるシンポジウムの開催等を通じて、事業成果を積極的に広報していることは評価できる。 ・ウェブサイト、広報誌等による広報活動及び事業実績、事業評価等の情報提供を積極的に行うことにより、事業の広報の強化・透明性の確保に努めていることは評価できる。 ＜今後の課題＞ ・効果的な広報活動や広報内容等の充実を望む。

４．その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2 (1) エ	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 水源林造成事業等の推進 (1) 水源林造成事業 エ 事業実施コストの構造改善		
関連する政策・施策	森林・林業基本計画	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法附則第8条
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26-⑫ 行政事業レビューシート事業番号：0173

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目 標期間最終 年度地等）	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度		2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
総合的なコスト改善率	平成 24 年度の総合的なコスト改善率 15 % （平成 19 年度と比較）		13. 4 %	15. 5 %	—	—		予算額（千円）	44, 257, 821	55, 781, 504	57, 102, 735	42, 017, 133	
								決算額（千円）	40, 454, 509	34, 467, 310	48, 724, 652	39, 034, 515	
								経常費用（千円）	4, 082, 747	3, 748, 720	3, 524, 935	3, 364, 010	
								経常収益（千円）	4, 526, 784	3, 817, 943	3, 642, 245	3, 525, 594	
								行政サービス実施コスト（千円）	11, 556, 538	8, 026, 043	9, 536, 872	6, 302, 385	
								従事人員数	347	347	347	347	

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	
中長期計画	水源林造成事業については、「独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターコスト構造改善プログラム」に基づき、施業方法の見直し等により更なる徹底した造林コストの縮減に取り組み、平成24年度において平成19年度と比較して15%の総合的なコスト構造改善を達成する。 また、森林整備事業全体の動向を踏まえつつ作業工程を見直すなど公益的機能発揮の確保に必要な森林施業のコストの削減に向けた取組を徹底する。
年度計画	森林整備事業全体の動向を踏まえつつ作業工程を見直すなど公益的機能発揮の確保に必要な森林施業のコスト削減に向けた取組を徹底する。

主な評価指標		< 主な定量的指標 > 総合的なコスト改善率 < 評価の視点 > コスト構造改善が確実に行われているか		
法人の業務実績等・自己評価				
業務実績	< 主要な業務実績 > 中期計画の目標としている「平成 2 4 年度において平成 1 9 年度と比較して 1 5 % 程度の総合的なコスト構造改善」については、施業方法の見直し等による造林コストの低減に取り組んだことにより、平成 2 4 年度において 1 5 . 5 % の総合的なコスト構造改善となり、目標を達成している。 平成 2 6 年度においては、丸太組工法（作業道）の導入や間伐工程の見直しなど公益的機能発揮の確保に必要な森林施業のコスト削減に向けた取組を徹底した。			
	自己評価	評価	B	
	< 評価と根拠 > 中期計画の達成に加え、平成 2 6 年度においては、丸太組工法（作業道）の導入や間伐工程の見直しなど公益的機能発揮の確保に必要な森林施業のコスト削減に向けた取組を徹底した。 以上のとおり、事業実施コストの構造改善について、計画の内容を達成したことから「B」評価とした。 < 課題と対応 > 引き続きコスト削減に向けた取組を徹底する必要がある。			
主務大臣による評価	評価	B		
	< 評価に至った理由 > ・平成 26 年度においては、作業道における丸太組工法の導入促進や間伐工程見直しなどの森林施業のコスト削減に努めていることは評価できる。 < 今後の課題 > ・効率的な事業の推進を図る上で森林施業等のコスト削減は重要であり、引き続きコスト削減等に取り組む必要がある。			

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2 (2) ア	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 水源林造成事業等の推進 (2) 特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業 ア 計画的で的確な事業の実施		
関連する政策・施策	食料・農業・農村基本計画 森林・林業基本計画	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法附則第9条、第11条
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26-⑫ 行政事業レビューシート事業番号：0112、0173

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 等)	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度		2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
特定中山間 保全整備事 業の事業完 了区域数 (区域)	2 5 年度 中に事業 実施中の 2 区域を 完了			1 (南富良野)	1 (邑智西部)			予算額（千円）	28,913,337	26,177,704	22,363,281	20,027,686	
農用地総合 整備事業の 事業完了区 域数 (区域)	2 4 年度 中に事業 実施中の 1 区域を 完了			1 (美濃東部)				決算額（千円）	26,379,930	24,060,333	21,141,064	18,964,977	
完了後の評 価に係る調 査実施区域 数 (区域)	完了後の 評価にか かる業務 を確実に 行う		1 (直入庄内)			1 (泉州東部)		経常費用（千円）	112,016,601	43,320,574	48,854,663	12,666,755	
完了後の評 価の実施区 域数 (区域)	完了後の 評価にか かる業務 を確実に 行う		2 (大隅中央) (根室東部)	1 (直入庄内)				経常収益（千円）	112,109,029	43,410,906	48,962,723	12,563,581	
								行政サービス実施 コスト（千円）	81,747,974	30,089,577	31,749,894	9,034,943	
								従事人員数	90	65	29	19	

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中長期目標		(2) 特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の実施 特定中山間保全整備事業は、中山間地域において、水源林造成と一体として森林及び農用地の整備を行うことにより、農林業の振興を図るとともに、水源の涵養、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止等森林や農用地の有する公益的機能の維持増進を図るものであり、また、農用地総合整備事業は、農用地及び土地改良施設等の整備を総合的かつ集中的に実施することにより、農業の生産性向上と農業構造の改善を図るものであることから、以下の目標を達成しつつ、確実な事業実施を図る。 ア 計画的で的確な事業の実施 (7) 実施中の区域について、事業実施計画に基づき、着実に事業を実施し、やむを得ない理由がない限り、特定中山間保全整備事業については平成25年度中に、農用地総合整備事業については平成24年度中に、現在実施中の区域の事業完了をもって廃止する。 (4) 事業の効率性及び事業実施過程の透明性の確保を図るため、事業評価システムによる期中の評価の結果（事業の継続、変更又は中止）については、確実に事業実施に反映させる。		
中長期計画		ア 計画的で的確な事業の実施 a 事業の計画的な実施 ① 特定中山間保全整備事業については、やむを得ない理由がない限り平成25年度中に、事業実施中の2区域を完了する。 ② 農用地総合整備事業については、やむを得ない理由がない限り平成24年度中に、事業実施中の1区域を完了する。 ③ 事業を計画的に実施する観点から、関係地方公共団体等との連携を図るため、適時適切な事業実施状況の説明等を実施する。 b 期中評価の反映 期中評価結果を計画に確実に反映させるため、事業関係者の意向把握に努めつつ、必要な事業計画の見直しを行う。		
年度計画		特定中山間保全整備事業等の完了後の評価に係る業務（社会経済情勢の変化等に関する基礎的資料の作成を含む。）を確実に行う。		
主な評価指標		<主な定量的指標> 完了後の評価に係る業務実施区域数 <評価の視点> 完了後の評価に係る業務が確実に行われているか		
法人の業務実績等・自己評価				
業務実績		<主要な業務実績> 平成26年度は、平成20年度に完了した1区域（農用地総合整備事業）において、完了後の評価に係る業務を確実に実施した。 具体的には、事業による効果を把握するため、営農状況のヒアリング、受益者へのアンケート調査及び交通量調査（6地点）等を実施した。		
自己評価		評定	B	
		<評定と根拠> 完了後の評価に係る業務を確実に実施し、年度計画の目標を達成したことから「B」評定とした。 <課題と対応> 引き続き完了後の評価に係る業務を確実に行う必要がある。		
主務大臣による評価		評定	B	
		<評定に至った理由> ・年度計画のとおり、完了後の評価に係る業務を確実に実施している。		

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2 (3)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 水源林造成事業等の推進 (3) 廃止・完了後の事業に係る債権債務管理、その他の債権債務及び緑資源幹線林道の保全管理業務の実施		
関連する政策・施策	森林・林業基本計画 食料・農業・農村基本計画	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法附則第6条、第7条、第9条、第10条、第11条、第12条
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：評価結果農林水産省 25-⑫ 行政事業レビューシート事業番号：0112、0180

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 地等）	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度		2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
林道事業負担金等徴収額(百万円)			5, 777	5, 689	4, 971	4, 534		予算額（千円）	28, 913, 337	26, 177, 704	22, 363, 281	20, 027, 686	
								決算額（千円）	26, 379, 930	24, 060, 333	21, 141, 064	18, 964, 977	
特定中山間保全整備事業等負担金等徴収額（百万円）			13, 154	11, 201	10, 239	10, 100		経常費用（千円）	112, 016, 601	43, 320, 574	48, 854, 663	12, 666, 755	
								経常収益（千円）	112, 109, 029	43, 410, 906	48, 962, 723	12, 563, 581	
N T T－A資金貸付金徴収額（百万円）			16	5	3	3		行政サービス実施コスト（千円）	81, 747, 974	30, 089, 577	31, 749, 894	9, 034, 934	
								従事人員数	90	65	29	19	
保全管理業務林道移管（区間）			4	5	2 （移管完了）	—							

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	(3) 廃止・完了後の事業に係る債権債務管理、その他の債権債務管理及び緑資源幹線林道の保全管理後有無の実施 平成19年度末までに機構が行った林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の完了区域における負担金等に係る債権債務及びN T T - A 資金に係る債権債務について、徴収及び償還等の業務を確実に行うとともに、機構の廃止前に着手された林道で

	地方公共団体への移管が終了していない箇所について、必要な維持、修繕その他の管理を行い、地方公共団体への移管等を推進する。		
中長期計画	ア 債権債務管理業務等の実施 平成19年度末までに機構が行った林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る債権債務及びN T T－A資金に係る債権債務について、徴収及び償還等の業務を確実に行う。 イ 保全管理業務の実施 機構の廃止前に着手された林道で移管が終了していない箇所について、地方公共団体への移管等を円滑に推進するため、関係地方公共団体との連絡調整を図りつつ、必要な維持、修繕その他の管理を着実に実施する。		
年度計画	債権債務管理業務等の実施 平成19年度末までに独立行政法人緑資源機構が行った林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金等に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る債権債務及びN T T－A資金に係る債権債務について、徴収及び償還等の業務を確実に行う。		
主な評価指標	＜その他の指標＞ 林道事業負担金等の徴収額、特定中山間保全整備事業等負担金等の徴収額、N T T－A資金貸付金の徴収額 ＜評価の視点＞ 債権債務管理が適切に行われているか		
法人の業務実績等・自己評価			
業務実績	＜主要な業務実績＞ ア 債権債務管理業務の実施 (1) 林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金（以下「林道事業負担金等」という。）は、元利均等半年賦支払（年2回）により徴収している。 この徴収を確実にを行い、借入金償還を適切に実行するための取組として、常日頃より関係道県等と連絡を密にし状況の把握に努め、さらに、納付見込額等の資料提供を行うとともに、出向いて説明するなど徴収に対する理解と協力要請を行い、債権の確実な確保に努めた。その結果、林道事業負担金等に係る債権については、計画どおり4, 534百万円を徴収するとともに、償還業務についても確実に実施した。 (2) 特定中山間保全整備事業等の完了区域における負担金等（以下「特定中山間保全整備事業等負担金等」という。）は、元利均等年賦支払（年1回）により徴収している。 この徴収を確実にを行い、借入金償還を適切に実行するための取組として、常日頃より関係道府県等と連絡を密にし、全額徴収への取組を行った。その結果、特定中山間保全整備事業等負担金等に係る債権については、計画どおり10, 100百万円を徴収するとともに、償還業務についても確実に実施した。 （参考）負担金等には、農業施設整備事業において整備し譲渡した農業用施設に係る対価を含む。 (3) N T T－A資金に係る貸付金の徴収は、元金均等年賦償還（年1回支払）により徴収しており、農業用排水施設他目的プロジェクト等を実施するためのN T T－A資金に係る貸付金については、借入金償還を適切に実行するための取組として、債務者への連絡を密にし、全額徴収への取組を行った。その結果、N T T－A資金に係る債権については、計画どおり3百万円を徴収するとともに、償還業務についても確実に実施した。 （参考）N T T－A資金とは、国からN T T株の売却収入を無利子で借り受け、土地改良区等に対し、事業資金を無利子で融資する制度（融資については、平成14年度に廃止）		
自己評価	評定	B	
	＜評定と根拠＞ ア 債権債務管理業務の実施 林道事業負担金等及び特定中山間保全整備事業等負担金等並びにN T T－A資金に係る債権については、計画どおり全額徴収し、償還業務等についても計画どおり確実に実施したことから「B」評定とした。 ＜課題と対応＞ 今後についても、確実に債権債務管理業務を行う必要がある。		
主務大臣による評価	評定	B	

	< 評定に至った理由 > ・ 林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等に係る債権債務及び N T T - A 資金に係る債権債務について、徴収及び償還が計画どおり確実に実施されている。 < 今後の課題 > ・ 引き続き債権債務管理に係る徴収及び償還を計画的に実施していく必要がある。
--	---

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 1-3	第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 行政機関、他の研究機関等との連携及び産学官連携・協力の強化		
関連する政策・施策	森林・林業基本計画 森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法第 11 条第 1 項第 4 号
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26-⑱ 行政事業レビューシート事業番号：0296

2. 主要な経年データ												
①主な参考指標情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	基準値等	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
委員会等派遣件数		2,139	2,204	2,093	1,905		予算額（千円）					
他機関との研究分担		344	334	345	439		決算額（千円）					
内訳	共同研究	75	84	97	79		経常費用（千円）					
	受託研究等	95	80	72	84		経常利益（千円）					
	分担研究	49	49	52	59		行政サービス実施コスト（千円）					
	研究委託等	125	121	124	217		従事人員数					

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	研究所は、我が国の森林・林業・木材産業に関する総合的な研究を推進する中核機関として、効率的な研究の実施及び成果の利活用の促進のため、今後とも他の研究機関の研究課題との重複の排除を図りつつ、国、他の研究機関、都道府県、大学、民間等との連携・協力を積極的に行う。 また、地域が限定される研究課題等のうち、公立林業試験研究機関等において実施可能なものについては、地方に委ねることとする。 さらに、緊急対応を含めて行政機関等への技術情報の提供及び専門家の派遣を行う。
中長期計画	研究所は、我が国の森林・林業・木材産業に関する総合的な研究開発を推進する中核機関として、今後とも他の研究機関の研究課題との重複の排除を図り、国、他の研究機関、都道府県、大学、民間企業等との適切な連携・協力を進め、産学官連携を強化しつつ効率的な研究開発の実施及び成果の利活用の促進に努める。特に、森林・林業分野の温室効果ガスの影響効果、温室効果ガス削減効果等の地球温暖化対策に向けた研究については、今後とも他の研究機関の研究課題との重複の排除を図りつつ、連携を強化する。 自然災害や森林被害等への緊急対応のほか、喫緊の課題となっている森林・林業の再生をはじめとする重要な森林・林業政策に対応するため、行政機関等への技術情報の提供を行うとともに、行政機関が主催する各種委員会等へ専門家の派遣を行う。 国等の策定する規格、基準等について、関係する委員会等への参加及びデータの積極的な提供により研究開発の成果の活用にも努める。 産学官の連携・強化については、国、他の独立行政法人、都道府県、大学、民間企業等との連携・協力を進め、効率的な研究開発の実施及び成果の利

		活用の促進に努める。 国有林野を活用した研究開発、検定林の設定、森林管理局が行う技術開発への協力等を通じて国有林野事業との連携を強化する。 林野庁が主催し、都道府県等が参画する林業研究開発推進ブロック会議、林木育種推進地区協議会等を通じて、地域又は全国的に取り組むべき課題について協議し、各々の役割分担等を図るとともに、公立林業試験研究機関等に対し必要な技術指導を行うことなどにより、連携・協力関係を強化する。									
年度計画		研究所は、国、他の研究機関、都道府県、大学等との連携強化を図りつつ効率的な研究開発を実施するとともに、研究情報の発信と成果の利活用を促進する。 また、東日本大震災に伴う海岸林等被害や放射能汚染被害への対応に関しては、国や都道府県等をはじめとする国内外の関係機関との連携を強化して調査分析を実施し、成果取りまとめ等、適時適切な情報発信を継続する。 さらに「林業の成長産業化」への取組として、国、関係研究機関、民間団体等との連携協力による適切な実施体制を整備して、適時適切な情報発信と迅速な成果取りまとめを推進する。 自然災害や森林被害、放射性物質の森林への影響調査等への緊急対応のほか、喫緊の課題となっている森林・林業の再生や活性化に資する重要な森林・林業政策に対応するため、行政機関等への情報の提供や行政機関が主催する各種委員会等へ専門家の派遣を行う。 また、国等が規格、基準等を定めるに当たっては、関係する委員会等への参加及びデータの積極的な提供により研究開発の成果の活用に努める。 受託研究、共同研究、客員研究員制度等により、国、他の独立行政法人、都道府県、大学、民間企業等との連携・協力を進め、効率的な研究開発の実施及び成果の利活用の促進に努める。 産学官連携の取組として、引き続きウェブサイトを通じた最新情報の提供に取り組むとともに、関係者・関係団体に、より分かりやすい実践的な情報の発信に努める。 森林管理局・署が主催する会議や現地検討会への出席のほか、意見・情報交換会の実施、国有林野内に設置された試験地・検定林等における試験調査、森林管理局が行う技術開発への協力等を通じて国有林野事業との連携を強化する。 また、林業研究・技術開発推進ブロック会議等を通じて、地域又は全国的に取り組むべき課題について協議し、各々の役割分担等を図るとともに、公立林業試験研究機関等に対し必要な技術指導を行うことなどにより、連携・協力関係を強化するとともに、共同して競争的資金による研究の獲得を目指す。 また、平成 26 年 4 月 16 日に森林国営保険法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 21 号）が公布されたことを受け、平成 27 年 4 月 1 日の森林保険業務の承継に向けて行政部局と連携し適切に対応する。									
主な評価軸(評価の視点)、指標等	—										
法人の業務実績等・自己評価											
業務実績		豪雨、地震等による山地災害の発生に際し、林野庁や地方公共団体からの要請に応じて、平成 26 年 7 月に長野県南木曾町で発生した土石流災害、同年 8 月に広島市で発生した土石流災害、同年 9 月に長野県で発生した御嶽山噴火に伴う土砂災害等の緊急対応に係る現地調査や対策に係る委員会に専門家を派遣し、災害の原因究明、二次災害防止、復旧対策等への助言・指導を行った。 東日本大震災に伴う海岸林等被害や放射能汚染被害への対応として、林型ごとの津波力減衰予測図と樹木の津波耐性予測図を作成し、その成果を海岸林再生（震災復興）関係機関（林野庁、東北森林管理局）主催の委員会等を通じて迅速に復興現場に伝えとともに、講演会、シンポジウム、手引書の作成等を通じて広く紹介した。森林の放射能汚染については、現地での継続調査により蓄積状況やスギ花粉への影響を解明し、プレスリリースや林野庁の講習会、森林と放射能に関する情報のポータルサイト開設等を通じて最新の知見を社会に発信した。 「林業の成長産業化」への取組としては、日本再興戦略（平成 26 年 6 月 24 日）における「林業の成長産業化」の具体化で求められている、国産材 CLT の普及、セルロースナノファイバー等のマテリアル利用、国産材の安定的効率的な供給体制の構築等に向けて、林野庁や公立研究機関ならびに民間団体等との連携・協力により、研究開発の事業及びプロジェクトを推進して技術開発を行っており、得られた成果情報等についてはマニュアル等をホームページ上で公開するなどして積極的に発信した。 林野庁森林技術総合研修所、気象庁気象研究所等国の機関や一般社団法人日本森林技術協会、一般社団法人日本木材学会等、林業関係団体等が開催する委員会に職員を派遣した。 ○依頼元と派遣人数（（ ）内は平成 25 年度実績） <table> <tr> <th>依頼元</th><th>人 数</th><th></th></tr> <tr> <td>国・地方公共団体・他独法・大学</td><td>706</td><td>(732)</td></tr> <tr> <td>公益法人・協同組合等</td><td>686</td><td>(774)</td></tr> </table>	依頼元	人 数		国・地方公共団体・他独法・大学	706	(732)	公益法人・協同組合等	686	(774)
依頼元	人 数										
国・地方公共団体・他独法・大学	706	(732)									
公益法人・協同組合等	686	(774)									

		一般法人・企業・その他 513 (587) 合 計 1,905 (2,093)	
		研究機関との連携・協力については、民間、大学、試験研究機関等との間で79件（平成25年度：97件）の共同研究及び84件（同：72件）の受託研究等（*1）を行った。大学等が行う科学研究費補助金による研究の分担者としては59件（同：52件）の分担研究を進めるとともに、大学、公立・民間試験研究機関に217件（同：124件）の研究委託等（*2）を行った。 （*1）他の研究機関が中核機関となったコンソーシアムが受託した研究に参画したものを含む。 （*2）森林総合研究所が中核機関となったコンソーシアムが受託した研究に参画をしたものを含む。 他の独立行政法人との連携については、建築研究所とクロスラミネーティドティンバー（CLT）の性能評価に関する共同研究を実施し、その成果によりJAS規格の早期制定に寄与した。 地方との連携については、平成26年9月に発足した岐阜県森林技術開発・普及コンソーシアムに学会会員として参加し、架線集材や木材乾燥に関する情報交換や技術開発協力を行った。民間企業との連携では、日本かおり研究所株式会社との共同研究「トマトの枝葉を利用した空気浄化剤の開発」が第12回産学官連携功労者表彰農林水産大臣賞を受賞した。株式会社拓和との共同研究「斜面崩壊発生場所の予測技術に関する研究」は第13回日本農学進歩賞を受賞した。 ホームページに産学官連携に係る情報を掲載するとともに、アグリビジネス創出フェア2014、バイオマスエキスポ2014、イノベーション・ジャパン2014、国際木工機械展、SATテクノロジーショーケースに出展し、研究成果の実用化に向けた連携・協力及び成果の利活用を促進した。 森林管理局・森林管理署との連携については、山地災害への対応（人家、重要なインフラへの緊急な対応策が必要な現地調査）、低コスト作業システムの構築（森林作業道、間伐手法、更新手法、コンテナ苗）、フォレストアライメント育成（講師、現地指導）、ニホンジカの捕獲手法の開発、ニホンジカ・クマによる剥皮被害対策、カシノナガキイムシやマツクイムシ被害対策等に関する委員会、現地検討会等へ職員の派遣を実施した。 また、国有林内に設定している固定試験地についての調査研究の報告、各森林管理局が開催する技術開発委員会や業務研究発表会への派遣要請に適切に対応した。 都道府県立林業試験研究機関との連携・協力については、本所、支所及び育種センターにおいて、林野庁が主催する林業研究・技術開発推進ブロック会議（研究分科会、育種分科会）の運営に中核機関及び事務局として積極的に関与するとともに、各林業試験研究機関連絡協議会の運営に主体的に関わった。また、都道府県立林業試験研究機関の研究成果を編集して「公立林試研究成果選集No.12」として発行した。 円滑な森林保険業務の森林総合研究所への移管の実現を目的として設置された、「森林保険移管準備拡大プロジェクトチーム（PT）」（第1回平成26年6月24日開催。計10回開催）において、業務移管に係る課題の抽出、移管業務の進捗状況の確認・情報共有等を行うとともに、林野庁の検討部局と連携をとり、PTでの検討課題等に適切に対処した。	
自己評価	評定 B	自然災害や森林被害等への緊急対応では、林野庁や地方公共団体からの要請に応じて、長野県南木曽町で発生した土石流災害、広島市で発生した土石流災害、長野県で発生した御嶽山噴火に伴う土砂災害等の緊急対応に係る現地調査や対策に係る委員会に専門家を派遣し、災害の原因究明、二次災害防止、復旧対策等への助言・指導を行った。 国、他の研究機関、都道府県、大学及び民間企業との連携・協力を進めるため、行政機関や林業関係団体等が行う各種専門委員会へ専門家を派遣し、連携を強化した。 ホームページに産学官連携に係る情報を掲載するとともに、研究成果の実用化に向けた連携・協力及び成果の利活用を促進した。地域または全国的に取り組むべき課題を協議するため、林業研究・技術開発推進ブロック会議（研究分科会、育種分科会）を通して、積極的に関与し、公立林業試験研究機関に対して技術指導を行うなど、連携・協力関係を強化した。 以上のように、行政機関や他の研究機関と種々連携することによって、産学官連携・協力を強化するとともに、自然災害や震災の復旧・復興に貢献したことを評価して、「B」と評定した。	
主務大臣による評価	評定 B	<評定に至った理由> - 豪雨・噴火等による山地災害の発生に際し、現地調査や対策のための委員会に専門家を派遣したほか、原発事故による森林内の放射性セシウム動態をモニタリングし、プレスリリース・ポータルサイト開設等により最新の知見を広く社会に発信したことなど、行政機関や他の研究機関と連携することによって、社会の要請に適切に対応した。 - ホームページに産学官連携に係る情報を掲載するとともに、各種イベントに出展し、研究成果の実用化に向けた連携・協力及び成果の利活用を促進した。	

< 国立研究開発法人審議会の意見 >

- ・他の研究機関との連携や民間企業団体などへの成果発表を要望に応じて積極的に行なっている。
- ・産学官の連携、東電の事故に関わる関連機関との連携など、目標達成に向かって順調に進んでいると思われる。

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-4	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 4 成果の公表及び普及の促進		
関連する政策・施策	森林・林業基本計画 森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法第11条第1項第4号
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26-⑱ 行政事業レビューシート事業番号：0296

2. 主要な経年データ												
①主な参考指標情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	基準値等	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度		2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
学会等での発表件数		1, 100	1, 181	1, 145	1, 087		予算額（千円）					
国際学会等参加者数		99	87	108	109		決算額（千円）					
研究員一人当たりの論文数		1. 01	1. 17	1. 14	1. 12		経常費用（千円）					
報告論文数 （英語投稿数）		458 (247)	507 (265)	496 (248)	491 (245)		経常利益（千円）					
文献データベース (FOLIS)検索システムの利用数		12, 133	13, 772	14, 702	12, 781		行政サービス実施 コスト（千円）					
特許登録数		13	11	6	16		従事人員数					

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	(1) 成果の公表及び広報 研究開発の成果は、積極的に国内外の学術雑誌等への論文掲載、学会での発表により公表するとともに、その成果及び活動状況については、マスコミ等へのプレスリリース、研究所の広報誌、ウェブサイト（ホームページ）等を通じて積極的に広報を行う。 また、研究所が創出した成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、更なる研究活動の進展につなげるために、国民との双方向コミュニケーションを積極的に推進する。 (2) 成果の利活用の促進

	各種行政的課題の解決や森林・林業・木材産業の現場での活用に役立てるため、成果の利活用を促進する。 また、特許等の知的所有権を適正に管理するとともに、民間等への技術移転活動を活性化し、その利活用の促進を図る。															
中長期計画	(1) 成果の公表及び広報 研究開発の成果等については、研究報告、広報誌等の印刷物、研究所のウェブサイト、マスコミ等の様々な広報手段を活用し、効率的かつ効果的な広報活動を推進する。また、一般市民、自治体、各種団体等との連携やネットワーク作りを通じて、国民との双方向コミュニケーションに努める。 国内学会、国際学会、シンポジウム等に参加して研究開発の成果の発表を積極的に行う。 研究者一人当たりの論文発表数は年平均 1.0 報を上回るよう努める。 (2) 成果の利活用の促進 普及可能な技術情報は、マニュアル、データベース等により公表し、積極的に森林所有者、関係業界等への利活用の促進を図る。 また、自治体、各種団体主催のイベントや展示施設等を活用して、成果の紹介や利活用を促進する。 知的所有権の取得に努め、効率的な維持管理を図るとともに、ウェブサイト、各種展示会等を通じて情報提供し、その利活用の促進に努める。															
年度計画	(1) 成果の公表及び広報 研究開発の成果等については研究報告、広報誌等の印刷物、研究所のウェブサイト、マスコミ等の様々な広報手段を活用し、効率的かつ効果的な広報活動を推進する。また、社会的に関心の高いテーマを取り上げた公開講演会や、プロジェクト成果の公開シンポジウムを開催し、一般市民、自治体、各種団体等との連携や地域ネットワーク作りを通じて、国民との双方向コミュニケーションの向上に努める。 国内学会、国際学会、シンポジウム等に参加して研究開発の成果の発表を積極的に行うこととし、研究者一人当たりの論文発表数は年平均 1.0 報を上回るよう努める。 (2) 成果の利活用の促進 普及可能な技術情報は、分かりやすいマニュアルやデータベース等としてホームページに掲載するなどの方法により公表し、積極的に森林所有者、関係業界等への利活用の促進を図る。 自治体、各種団体主催のイベントや展示施設等を活用して、成果の紹介や利活用を促進する。 知的所有権については、目的に応じた取得に努め、効率的な維持管理を図るとともに、ウェブサイト、各種展示会等を通じて情報提供し、その利活用の促進に努める。															
主な評価軸(評価の視点)、指標等	－															
法人の業務実績等・自己評価																
業務実績	(1) 成果の公表及び広報 下記により成果の公表及び広報活動を推進するとともに、国民との双方向コミュニケーションに努めた。 ①研究所が発行した印刷物等 以下の各種印刷物により、研究所の活動、研究成果等を公表した。 ○研究所が発行した印刷物（()内は平成 25 年度実績） <table><tr><th>区分</th><th>回数</th><th>配布部数</th></tr><tr><td>「研究報告」（本所）</td><td>4 回（4 回）</td><td>5,053（4,963）</td></tr><tr><td>「年報」（本・支所、林木育種センター）＊</td><td>1 種（8 種）</td><td>（－）</td></tr><tr><td>「季刊森林総研」</td><td>4 回（4 回）</td><td>12,156（13,406）</td></tr><tr><td>「研究情報」等（本・支所、林木育種センター、育種場）</td><td>12 回（30 回）</td><td>15,900（33,354）</td></tr></table> 注）主な配布先：行政機関、公的研究機関、大学、農業高校、公的図書館、林業・木材協会、新聞社など。 ＊）平成 25 年度より年報はホームページ掲載のみで印刷及び配布はしていない。 ②研究所が開催したシンポジウム・一般公開等 i 平成 26 年度森林総合研究所公開講演会	区分	回数	配布部数	「研究報告」（本所）	4 回（4 回）	5,053（4,963）	「年報」（本・支所、林木育種センター）＊	1 種（8 種）	（－）	「季刊森林総研」	4 回（4 回）	12,156（13,406）	「研究情報」等（本・支所、林木育種センター、育種場）	12 回（30 回）	15,900（33,354）
区分	回数	配布部数														
「研究報告」（本所）	4 回（4 回）	5,053（4,963）														
「年報」（本・支所、林木育種センター）＊	1 種（8 種）	（－）														
「季刊森林総研」	4 回（4 回）	12,156（13,406）														
「研究情報」等（本・支所、林木育種センター、育種場）	12 回（30 回）	15,900（33,354）														

平成 26 年度森林総合研究所公開講演会を平成 26 年 10 月 17 日にイイノホールにおいて開催した。26 年度は「森を創る女性力と地域力」をテーマに、林業女子会@東京の糸川結花氏と日本総研の藻谷浩介氏の 2 名による基調講演と、研究所職員等による 6 課題の研究成果について講演を行った。

ii 公開シンポジウム

「国際生物多様性の日記念シンポジウム」など 42 件の公開シンポジウムを開催し、研究成果の公表に努めた。

iii 一般公開

一般市民に研究所の活動に触れて頂き研究への理解を深めて頂くことを目的として、本支所・多摩森林科学園においてそれぞれ一般公開を開催した。本所の一般公開では、参加する子ども向けの積木コーナー（スギ材のサイコロ）の設置やウッドクラフト（自分だけの愛犬作り）を実施し、親子で木に触れてもらう機会を設けた。北海道支所では、一般市民に研究成果を普及するため、地域の大学と共催で合同公開講座を開催し森林動物に関する講演を行うとともに「2014 サイエンスパーク」に参加し、森林動物の標本や生きた昆虫に触れてもらう機会を作った。

iii 育種部門における広報活動

林木育種センター主催で「国民の多様なニーズに応えるために林木育種ができること」をテーマに林木育種成果発表会を開催し、あわせて平成 26 年開発品種説明会を行った。さらに、東北育種場主催で「海岸防災林再生に向けた抵抗性クロマツ供給体制の確立」をテーマに公開セミナーを開催した。また、林木育種センターにおける「林木遺伝子銀行 110 番」による埼玉県指定天然記念物「入西のビャクシン」の後継樹の里帰りや、東北育種場における海岸防災林再生のための取組などをプレスリリースし、積極的な広報活動を行った。

研究情報についての新聞報道は 17 件で、TV、ラジオによる報道は、3 件であった。主な話題となったキーワードは、「林木遺伝子銀行 110 番」による里帰りであった。

○一般公開等（（ ）内は平成 25 年度実績）

区分	回数/参加人数
「一般公開」（本・支所）	5 回/4,974 人（4 回/4,488 人）
（多摩森林科学園）	42,284 人（32,941 人）
「親木の集い」（林木育種センター）	1 回/1,100 人（1 回/200 人）
森林とのふれあい 2014（関西育種場）	1 回/250 人（1 回/300 人）
「公開講演会」（本・支所）	7 回/917 人（3 回/732 人）
「研究成果発表会・シンポジウム」（支所）	5 回/517 人（8 回/603 人）
「林木育種成果発表会」	1 回/130 人（1 回/110 人）
「公開セミナー」（東北育種場）	1 回/88 人

○森林教室等（（ ）内は平成 25 年度実績）

区分	回数
「森林講座」（多摩・北海道）	12 回（12 回）
「森林教室」（関西支所）	3 回（3 回）
「森林教室」（関西育種場、東北育種場）	8 回（7 回）
「森林セミナー」（九州支所）	3 回（2 回）

③協賛・後援した催事への出展

森林総合研究所が主催するシンポジウム・研究集会、森林講座などのほか、農林水産省が主催する諸催事、地方自治体等が主催する諸催事に後援や協賛を行うとともに積極的に出展を行った。具体的には、「みどりとふれあうフェスティバル」、「バイオマスエキスポ 2014」、「林野庁中央展示」、「第 7 回うしくみらいエコフェスタ」、「第 19 回つくば科学フェスティバル」、「水都おおさか森林の市 2014」、「第 12 回環境研究シンポジウム」等に

出展した。これらの展示では、CLT やコンテナ苗等の最新の研究成果についてパネルや成果物を展示、説明した。林木育種センターでは、「青少年のための科学の祭典・日立大会」で、「樹木の種子からロウソクを作ろう」を出展し、「エコフェスひたち 2014」では、研究の紹介や木の円盤を使った工作などを行った。

○森林教室等（（ ）内は平成 25 年度実績）

区分	回数
「つくばちびっ子博士」	3 回（2 回）
「つくば科学フェスティバル」	1 回（1 回）

「サイエンスキャンプ」	1 回 (1 回)
(本所、多摩、育種センター)	3 課題 1 回 (7 課題 1 回)
「子ども樹木博士」 (本所)	1 回
「夏休み昆虫教室」	1 回 (1 回)
「うしくみらいエコフェスタ」	1 回
「青少年のための科学の祭典・日立大会」	1 回 (1 回)
「エコフェスひたち 2014」	1 回 (1 回)

④教育機関への職員の派遣

つくば市内の小中学校からの依頼により、親しみやすい形で科学知識や研究成果を伝えるため研究者を 5 回派遣した。

⑤施設展示の更新

つくば本所の「もりの展示ルーム」では昆虫標本などの展示内容の更新を行うとともに、季刊森林総研の特集と連動した小笠原諸島の企画展示を開催した。従来と同様に、来場者への案内、説明等の一部業務は NPO 法人へ委託した。

⑥ホームページでの広報

研究所のホームページに最新の情報を掲載するとともに、研究成果の広報・普及のため下記の取組を行った。昨年度の研究所ホームページへのアクセス総数は 3,291 千件（平成 25 年度：3,247 千件）となった。

i 研究所が主催・後援するシンポジウム等の広報

研究所が主催・後援するシンポジウム等の広報をホームページ上に適宜掲載し広報を図った。

ii 「研究最前線」

各種学会誌に掲載された森林総合研究所研究職員執筆論文 29 件について、内容を分かりやすくまとめたものを「研究最前線」コーナーに掲載し、学会誌の刊行に合わせて迅速に研究情報を提供した。

iii 文献データベースの更新

文献情報については、図書資料管理システム (ALIS) への入力及び、林業・林産業国内文献データベース (FOLIS) への入力を実施した。

⑦プレスリリース

研究成果のプレスリリースを積極的に行い、「森林内の放射性物質の分布状況調査結果について（事故後 2 年半までの変化）」、「熱帯雨林の葉の光合成能力は樹木の高さで決まる－世界で初めて統一的に解明－」、「ついに発見！オガサワラヒメミズナギドリの営巣地－謎の希少鳥類は、小笠原の国有林に生き残っていた－」等、7 件のプレスリリースを実施し、成果の発信に貢献した。

⑧学会等での成果発表

i 学会誌等での成果発表

研究員 1 人当たりの発表論文数の実績値は 1.12 報（査読審査を行っている論文 491 報、研究職員数 439 人）となり、目標値の年 1.0 報を上回った。また、英文報告数は 245 報（平成 25 年度：248 報）であり、論文報告数に対する比率は 49.9 %（平成 25 年度：50.0 %）となった。公表した主な学会誌等は、Journal of Forest Research、Journal of Wood Science、Forest Ecology and Management、Soil Science and Plant Nutrition、森林学会誌、森林利用学会誌、木材工業などである。

ii 研究集会での成果発表

国内外の学会、シンポジウム等に参加し、口頭及びポスターにより 1,087 件（平成 25 年度：1,145 件）の発表を行った。主な大会としては、IUFRO World Congress 2014（IUFRO 世界大会 2014）、17th IUSSI International Congress（第 17 回国際社会性昆虫学会議）、9th APGC Symposium（第 9 回大気汚染と地球環境変化に関する国際会議）、TAPPI Pan Pacific Conference 2014（紙パルプ技術協会・環太平洋会議 2014）、BIOGEMON 2014（国際物質循環学会 2014）、20th World Congress of Soil Science（第 20 回国際土壌学会）、Island Biology 2014（国際島嶼生物学学会 2014）、World Conference on Timber Engineering 2014（木質構造世界会議 2014）、ATBC Annual Meeting 2014（国際熱帯生物保全学会大会 2014）、10th International Mycological Congress（第 10 回国際菌学会議）、ForestSAT 2014（森林・林業リモートセンシング国際研究集会 2014）、2014 IUFRO Forest Tree Breeding Conference（2014 IUFRO 森林林木育種会議）、International Plant and animal genome XX III（第 23 回植物及び動物のゲノムに関する学会）、第 62 回日本生態学会大会、第 59 回日本応用動物昆虫学会大会、第 126 回日本森林学会大会、第 65 回日本木材学会大会などである。なお、国際研究集会における研

究発表のため、100 名（運営費交付金 31 名、外部資金 69 名）（平成 25 年度：94 名）を海外へ派遣したほか、研究開発力強化法による職務専念義務の免除により 9 名（平成 25 年度：14 名）が国際学会等に参加した。

⑨森林農地整備センターにおける広報活動

森林農地整備センターにおいては、事業を通じて地域との共生を目指し、持続可能な森林経営に貢献する水源林造成事業等の意義や効果について、一般市民の方々に広く情報として発信するため、季刊森林総研を活用した広報のほか、平成 26 年に取りまとめた「森林農地整備センターにおける広報の基本方針について」に基づき、各整備局等においてシンポジウムや小学生等を対象とした森林教室等を開催するとともに、その概要について、ホームページや雑誌等に掲載した。

森林農地整備センターで行った主なイベントは、以下のとおり。

- 森林が防災・減災に果たす役割や今後の森林整備のあり方を考えるためのシンポジウム
「災害に強い森林（もり）づくりを目指して」（森林農地整備センター本部、近畿北陸整備局、金沢、福井、神戸、奈良、和歌山水源林整備事務所） 1 回／参加人数約 200 人
- 「森林の学校」（東北北海道整備局） 1 回／参加人数約 100 人
- 「下刈り実習（『手刈り工程』及び『機械刈り工程』の比較検証検討会）への協力」（静岡水源林整備事務所） 1 回／参加人数約 20 人
- 「森林教室」（中部整備局） 1 回／参加人数約 60 人
- 「植樹祭」（奈良水源林整備事務所） 1 回／参加人数約 100 人
- 「森・川・海を育む植樹祭 IN 山口」（中国四国整備局） 1 回／参加人数約 70 人
- 「お山のお仕事体験！」（九州整備局） 1 回／参加人数約 50 人

主催イベント以外にも自治体、団体等が主催する森林・林業等に係る各種イベントに参加し、これらについてもホームページ等に掲載し広く情報発信を行った（主催・協賛等イベント：40 件）。

(2) 成果の利活用の促進

①研究成果選集

平成 26 年版研究成果選集では、「長伐期林へ誘導するための間伐材の指針づくり」、「先進的な車両系林業機械によって欧米並みの高い生産性が実現する」、「木造でビルが建つ！新しい木質材料 CLT の開発」、「地域に眠る木質エネルギーの熱利用で脱温暖化と地域活性化」、「長期観測データが明らかにする森林の動き」、「ミミズの放射性セシウム濃度は落葉層より低い」、「森林の生物多様性を予測する」、「スギ・ヒノキのエリートツリーを開発」、「スギのゲノム情報を用いて優良な苗を作る」など 31 件の主要な成果を公表し、研究成果の普及に努めた。

②林業新技術 2014

現場への普及が期待される「高齢のコナラ林を若返らせる」、「ネットフェンスとくくりわなを併用してニホンジカを効率的に捕獲する」、「チェーンソー用防護服が事業体経営を護ります」、「高精度 DEM を使った路線選定プログラム」、「過去の写真から山地崩壊発生の前兆をつかむ」、「膨大な木材の強度データを活用するには？」、「スギ・ヒノキ穿孔性害虫被害材の土木資材等への利用」、「これからの低コスト造林の基本は成長の優れた苗木の選択から」、「遺伝子と形態からサクラ栽培品種を見分けて正しく管理しましょう」を選定し、最新の技術を紹介する林業新技術 2014 として刊行した。

③成果普及のためのマニュアル類の作成と講習会・講演会の開催

林業現場あるいは行政等の要望に応えるべく研究成果を取りまとめ、きのこ栽培の技術マニュアル「LED を利用したきのこ栽培～きのこ栽培における光の効果～」を発行した。また、低コスト林業に関する講演や研修会を青森県、秋田県、福島県などで積極的に開催したほか、「低コスト作業システム研修会」等を通じて、自治体、森林組合、国有林等の関係者への具体的な技術・成果の普及に取り組んだ。さらに、低コスト機械作業システムを構築する際に必須の中間サポートについて手引書を作成して林業関係機関に配布したところ高い評価を頂き、すでに 900 部を配布するとともに、本手引書は関係機関や県の研修等に活用された。これ以外の各種プロジェクトについても、研究成果を冊子として刊行し、関係各所に配布した。

森林における放射性物質の影響調査に関しては、南相馬市や田村市で講習会を行ったほか、各種団体や行政等の要請に応じて講演した。

④研究所が所有する知的財産

特許等の知的財産の取扱いのうち、発明等の取扱いについては「職務発明規程」に基づき、職務発明委員会による出願審査等を経て出願を行い、平成 26 年度の特許出願数は、国内 6 件（平成 25 年度：6 件）、国外 2 件（同：0 件）で、登録数は国内 9 件（同：5 件）、国外 7 件（同：1 件）であった。

取得した特許の利用促進、企業への技術移転を図るため、平成 19 年 11 月に策定した「知的財産ポリシー」に基づき、所のホームページをはじめ、茨城県中小企業振興公社、開放特許情報データベースサポートセンターの外部機関ホームページに「特許情報」を掲載して情報提供するとともに、

	研究成果等を企業等に紹介した。 「アグリビジネス創出フェア 2014」に 6 件、「SAT テクノロジー・ショーケース 2015」に 1 件、「2014TOKYO 国際木工機械見本市」に 4 件を出展し、企業への技術移転に取り組んだ。実施許諾として、「耐火集成材」に関する特許について、新規に実施許諾契約を締結した。 ⑤成果の利活用が図られた具体例 森林総合研究所が林野庁に協力して開発した「マルチキャビティコンテナ」で生産された苗木本数が、平成 23（2011）年度において、約 40 万本となったことが森林・林業白書(平成 26 年度版)で紹介された。 最近の施工方法に適応した新たな型枠用合板がコンクリート型枠用合板の JAS に反映された。これを受けグリーン購入法に基づく特定調達品目に「合板型枠」が追加された。 各種の森林炭素蓄積量の変動を把握する技術と手法、及び二国間クレジット制度(JCM)での REDD プラスの実行のための正式なガイドラインを開発した。この成果は REDD プラスを実施する途上国はじめ、森林モニタリングに関わる企業、団体、研究機関等で今後活用される。 林木育種センターが開発した品種の説明会の開催やパンフレット作成・配布により、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に基づき、農林水産大臣が指定する特定母樹について、森林管理署、認定特定増殖事業者を含む 11 道県から 2,142 本の要望があり、配布した。 ⑥成果への評価 研究成果「トドマツの枝葉を利用した空気浄化剤の開発」が産学官連携活動の推進に多大な貢献を認められ、「第 12 回産学官連携功労者表彰～つなげるイノベーション大賞～」における農林水産大臣賞を受賞した。また、研究成果「ニホンジカの食品資源化に向けた衛生管理手法に関する研究」が、実用化に向けた活動を積極的に行っている点が高く評価され、平成 26 年度（第 10 回）若手農林水産研究者表彰を受賞した。これらは社会的に関心の高い成果として認められた。		
自己評価	評定	B	平成 26 年度においては、成果の公表及び広報、成果の利活用の促進に努めた。 研究所主催の公開講演会やシンポジウムを通じて研究成果の公表に努めた。また、各種学会誌に掲載された論文について、内容を分かりやすくまとめたものを「研究最前線」コーナーに掲載し、学会誌の刊行に合わせて迅速に研究情報を提供した。研究成果に基づいたマニュアルやパンフレットの発行・配布やホームページでの情報発信とともにプレスリリースに努めた。 国内外の学会、シンポジウム等に積極的に参加するなどして、多様な情報発信の場を利用して多くの成果を発信した。 研究員 1 人当たりの主要学術誌掲載論文数は年 1.0 報を上回り、目標を達成した。また、国内外合わせて 16 件の特許登録を行うとともに、取得した特許の普及に取り組んだ。 以上の成果より、当初の目標を達成したので、「成果の公表及び普及の促進」の評価単位を「B」と評定した。
主務大臣による評価	評定	B	<評定に至った理由> - 研究員一人当たりの論文数は、目標の年平均 1.0 報を上回った。 「耐火集成材」に関する特許について、新規に実施許諾契約を締結したことは、成果の実用化として評価する。 - 産学官連携功労者表彰、若手農林水産研究者表彰を受けた研究があり、実用化に結びつく研究を実施していることが認められた。 <今後の課題> - 引き続き研究成果や事業の効果等の公表及び普及を進めていく必要がある。 <国立研究開発法人審議会の意見> - 毎年発行される成果選集は研究成果をトピック的に非常に解りやすい表現でまとめられており、森林科学の素人にも理解しやすい表現がなされており、研究成果の公表と普及について大きな役割を果たしている。 - 研究成果の公表は、学術的には論文、実務的には特許であるが、そのほかに広報誌、Website、マスコミ、公開講座など様々な工夫がされている。論文の質の評価も加味したいとのことであるが、具体的な方法を公開していただきたい。

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 1-5	第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 5 専門分野を生かしたその他の社会貢献		
関連する政策・施策	森林・林業基本計画 森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法第 11 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26-⑱ 行政事業レビューシート事業番号：0296

2. 主要な経年データ												
①主な参考指標情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	基準値等	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度		2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
分析、鑑定依頼件数		197	125	164	149		予算額（千円）					
講師派遣件数の推移		375	456	396	453		決算額（千円）					
受託研修生受入数		78	72	71	86		経常費用（千円）					
海外研修生受入数		177	278	200	216		経常利益（千円）					
講習会の実施回数		24	24	22	21		行政サービス実施コスト（千円）					
国際協力のための専門家派遣数		91	111	105	87		従事人員数					
国際共同研究・プロジェクト件数（MOU 等を含む）		111	66	65	74							
海外からの受入研究員数		28	29	27	28							
国内の学会への対応件数		93	109	98	146							

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	(1) 分析及び鑑定

		林業用種子の発芽鑑定等、行政、関係業界等から依頼される各種の分析及び鑑定については、研究所の有する高い専門知識が必要とされるものを実施する。 (2) 講習及び指導 国、都道府県、大学、海外研究機関、民間等に対し、講師の派遣及び研修生の受入れ、技術指導等を行う。 (3) 国際機関、学会等への協力 海外研究機関、国際機関、学会等への研究等に関する専門家の派遣等を行う。
中長期計画		(1) 分析及び鑑定 民間、行政機関等からの依頼に応じ、研究所の有する専門的知識が必要とされる林業用種子の発芽鑑定、木質材料の耐久性試験、木材の鑑定等を行う。 (2) 講習及び指導 研究成果を活用した講習の実施、国、都道府県、団体等が主催する講習会等への講師の派遣、情報の提供等を積極的に行うとともに、これらの機関から若手研究者等を研修生として受入れ、研究者としての人材育成・資質向上に寄与する。 海外研究機関等からの研究者を研修生として受け入れることにより、人材育成に寄与する。 新品種等の利用を促進するため、都道府県等に対し、採種（穂）園の造成・改良技術等の林木育種技術について、各種協議会等における指導を行うとともに、講習会を合計 100 回を目標に開催する。 (3) 国際機関、学会等への協力 我が国を代表する森林に関する総合的研究を行う機関として、国際機関の専門家会合及び国内外の学会等に専門家を派遣する。 政府の行う科学技術に関する国際協力・交流に協力する。
年度計画		(1) 分析及び鑑定 民間、行政機関等からの依頼に応じ、研究所の有する専門的知識が必要とされる林業用種子の発芽鑑定、木質材料の耐久性試験、木材の鑑定等を行う。 (2) 講習及び指導 研究成果を活用した講習の実施、国、都道府県、団体等が主催する講習会等への講師の派遣、情報の提供等を積極的に行うとともに、これらの機関から若手研究者等を研修生として受入れ、研究者としての人材育成・資質向上に寄与する。 また、海外研究機関等からの研究者を研修生として受け入れることにより、人材育成に寄与する。 さらに、新品種等の利用を促進するため、都道府県等に対し、採種（穂）園の造成・改良技術等の林木育種技術について、各種協議会等における指導を行うとともに、講習会を合計 20 回を目標に開催する。 (3) 国際機関、学会等への協力 我が国を代表する森林に関する総合的研究を行う機関として、国際機関の専門家会合及び国内外の学会等に専門家を派遣する。 また、政府の行う科学技術に関する国際協力・交流に協力する。
主な評価軸（評価の視点）、指標等	—	
法人の業務実績等・自己評価		
業務実績		(1) 分析及び鑑定 林業用種子の発芽効率の鑑定（28 件）、線虫検出検査（20 件）、木材の鑑定（54 件）等合計 149 件（平成 25 年度：159 件）の依頼があり、これらの中には国や地方公共団体から依頼を受けた鑑定が含まれていた。 (2) 講習及び指導

外部からの依頼により研修講師として453人（平成25年度：396人）の派遣を行った。

主な依頼元は、森林技術総合研修所等の国の機関、他の独立行政法人、都道府県等地方公共団体、国立大学法人、公益法人、NPO等多岐にわたっており、本所のほとんどの研究領域、全支所、林木育種センターで対応している。

受託研修生については、大学、県、民間から86名（平成25年度：71名）を研修生として受け入れた。県の研修生に対しては高度な研究調査手法や実験技術等を、大学の学生に対しては研究の基礎的方法等を指導した。

研修終了時に研修生に対してアンケート調査を行い、多くの研修生から研修内容に満足とする評価を得ている。アンケートの詳細な結果は、研修生の受け入れや実施態勢を検討する際の参考として利用し、ニーズに応えた研修の改善に活用している。

○依頼元別の受入人数（（ ）内は平成25年度実績）

依頼元	受入人数
1. 国	0 (0)
2. 独立行政法人	0 (1)
3. 地方（静岡県農林技術研究所 森林・林業研究センター他）	24 (22)
4. 大学（東京大学他）	58 (45)
5. 民間（大建工業他）	4 (3)
合 計	86 (71)

海外からの研修生の受け入れについては、（独）国際協力機構（JICA）等の個別研修で17カ国137名（1ヶ月未満～2日以上：28名、1日：109名）を受け入れた。各研修員については、研究概要の説明と最新の研究課題の講義・議論により、国際交流・友好関係の進展に貢献した。JICA 集団研修生については、希望研修課題と受入研究室との調整を十分に行い、研修効率を高めるように努めた。

林木育種に係る研修員の受入は22カ国、79名（「気候変動への適応のための乾燥地耐性育種プロジェクト」（ケニア）7名、「森林プランテーションに係る造林技術」（マレーシア）10名、「劣化土地地域における土地劣化抑制・有効利用促進のための能力強化プロジェクト」（セネガル）4名、「森林事業管理」（中国）8名、「森林保全及び森林領域の拡大プロジェクト」（カザフスタン）6名、「森林セクターにおける基金の管理・運用」（ベトナム）9名、「クローン増殖及び採種園造成と管理等」（韓国）7名、「品種改良技術及び品種開発手法」（タイ）1名、「持続可能な森林経営のための推進手法の向上研修」13名、「地域住民の参加による多様な森林保全」14名）を受け入れた。

各種会議における技術指導については、地方公共団体等に対して、新品種の利用を促進するため、エリートツリーの性能、コンテナ苗の取組等について23回実施した。現地における技術指導についても、採種園の管理技術等について50回実施した。

講習会については、都道府県、森林管理局等に対して、つぎ木・さし木、採種園・採穂園の造成・管理等について21回実施した。その他、来所（場）者に対する指導については35回、文書による指導は69回実施した。

(3) 国際機関、学会等への協力

日本の政府機関や法人、外国機関等との国際協力を進めるため、気候変動枠組条約締結国会議（COP20）、気候変動枠組条約第40回補助機関会合（SB40）、国際標準化機構（ISO）等の国際機関主催の専門家会合委員、国際協力機構（JICA）の短期専門家及びボランティア派遣、国際農林水産業研究センター（JIRCAS）林業プロジェクト短期在外研究員等として、87名（平成25年度：105名）の専門家を26カ国へ派遣した。

○国際協力のための専門家（職員）の派遣先・種別と派遣人数（（ ）内は平成25年度実績）

派遣先・種別	派遣人数
1. 国際機関（COP20、ISO等）主催の専門家会合等	16 (17)
2. 国際協力機構（JICA）の短期専門家	18 (17)
3. 国際協力機構（JICA）の調査団員	0 (1)
4. 国際協力機構（JICA）のボランティア派遣	1 (0)
5. 国際農林水産業研究センター（JIRCAS）の林業プロジェクト短期在外研究員	7 (5)
6. 森林総合研究所受託出張制度	45 (65)
合 計	87 (105)

○国際協力のための専門家（職員）の派遣対象国

アメリカ、イギリス、イタリア、インドネシア、エストニア、エチオピア、オーストラリア、カナダ、ガボン、韓国、ケニア、シンガポール、スペイン、タイ、台湾、中国、デンマーク、ドイツ、フィリピン、フィンランド、ブラジル、ベトナム、ペルー、マレーシア、ミクロネシア、モンゴル

外部機関対応として、JIRCAS の国際技術協力・共同研究プロジェクトについては、プロジェクトごとに「所内支援委員会」を設け、国際プロジェクト推進を積極的に支援した。

また、海外の大学や国際研究機関等と連携・協力し、合計 48 件（平成 25 年度：36 件）の国際共同研究やプロジェクト研究を実施した。内訳は、国際林業研究センター（CIFOR）1 件（平成 25 年度：1 件）、JICA/JST プロジェクト 3 件（同 3 件）、外部資金等プロジェクト 33 件（同：20 件）、及び科学技術協力協定等に基づく二国間共同研究 4 件（同：9 件）、運営費交付金 7 件（同：3 件）である。

当所外国人研究者受入規則及び日本学術振興会のフェローシップ制度により 11 名（同：5 名）を受け入れた。

なお、平成 26 年度に締結していた MOU（覚書：Memorandum of Understanding）及び LOA（合意書：Letter of Agreement）の数は、26 件（同：29 件）であった。

○国際共同研究、プロジェクト研究の種別・相手機関と実施件数（（ ）内は平成 25 年度実績）

種 別 ・ 相 手 機 関	実施件数
1. 国際共同研究覚書（MOU 等）による共同研究	26（29）
2. 国際共同研究プロジェクト	
1）国際研究機関（国際林業研究センター（CIFOR））	1（1）
2）国際協力機構等（JICA/JST）	3（3）
3）環境省、文部科学省等外部資金等プロジェクト	33（20）
4）科学技術協力協定等に基づく二国間共同研究	4（9）
5）運営費交付金	7（3）
合 計	48（36）

○海外からの受入研究者の種別と受入人数（（ ）内は平成 25 年度実績）

種 別	受入人数
1. 招へい研究員	17（22）
2. 日本学術振興会フェローシップ等	11（5）
合 計	28（27）

海外出張については、出張者に出発前に情報を徹底するなど、以下のように職員の海外出張時の健康・安全対策、及びコンプライアンス順守の強化を図った。

- ①「海外危機管理情報」（海外医療アシスタンス発行の週刊ニュース）を逐次「所内イントラネット」に転載し、「外務省最新渡航情報」、「外務省海外安全ホームページ」等と併せて活用をすすめた。
- ②緊急時の連絡先（宿泊先、訪問先等）や国内の留守宅等連絡先を把握するため、全ての出張者に「渡航連絡票」を提出させた。
- ③役職員及び当所が出張依頼する外部者を対象としている海外旅行傷害保険について、同保険を担保とする海外医療アシスタンスサービスへの加入を継続し、渡航時の健康確保に努めた。
- ④海外出張時の盗難に関する注意喚起を行い、出張中のパスポート・PC など貴重品の適切な管理、及び機密情報漏洩防止に関する情報セキュリティ対策を行うよう、周知徹底した。

国内の学会等への協力については、146 件（平成 25 年度：98 件）行った。具体的には、日本木材学会、日本接着学会、森林利用学会、日本森林学会、日本エネルギー学会等の専門委員会委員等として学会活動に参加し、積極的に貢献した。

自己評価

評定

B

民間及び行政機関からの依頼に応じて、分析や鑑定業務を着実に実施し、要請に応えた。また、外部からの多様な要請に対応し、講習会等への研修講師として 453 人の派遣を行うとともに、各機関から若手研究者等を研究生として受け入れ、研究者としての人材育成や資質向上に寄与した。また、国際協力や国際交流の観点から、JICA 等の研修生を積極的に受け入れ、国際的な人材の育成に寄与した。

都道府県等につぎ木・さし木、採種園・採穂園の造成・管理等について講習会を 21 回実施した。

国際共同研究や海外プロジェクト研究を実施するとともに、外国人研究者の受け入れを積極的に行い、国が行う科学技術に関する国際連携・協力及び国際交流に貢献した。また、森林総合研究所は我が国を代表する森林・林業に関する総合的研究機関と認識し、国際機関の専門家会合や国内外の学会等に専門家を派遣し、国際機関や学会に協力した。

以上のように、専門分野を活かして、国内外に広く社会貢献していることを評価して「B」と評定した。

主務大臣による評価	評価 B
	< 評価に至った理由 > ・ 分析・鑑定については、外部からの依頼に適切に対応して実施した。 ・ 講習・指導についても外部からの依頼に適切に対応しており、JICA の個別研修による海外からの研修生を多数受け入れ、国際的な人材育成に寄与していることは評価できる。 ・ 国際機関等への専門家派遣・海外の大学、国際研究機関等との共同研究など、国際機関・学会等へも協力した。 < 国立研究開発法人審議会の意見 > ・ 外部からの依頼による研修講師を前年度より 57 人多く派遣しており分析鑑定においても、社会の要請に応えている。更に国際協力においても人材を派遣しその役割を充分果たしていると認められる。 ・ 分析・鑑定、講習・指導、国際機関や学会への協力、この 3 項目について、積極的に貢献されている。

4. その他参考情報
特になし。